

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **3歳から5歳までの全ての子どもたち**
 - 幼稚園・認定こども園の1号認定の子どもは、入園できる時期に合わせて、満3歳から、保育園・認定こども園の2号認定のこどもは、3歳児クラス(3歳になった後の4月1日)から無償化されます。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- **0歳から2歳までの子供たちのうち、住民税非課税世帯**
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
 - 『桐生市第3子以降保育料無償化事業』
同一世帯で3人以上扶養している場合、申請をしていただくと第3子以降の保育料が無償となります。

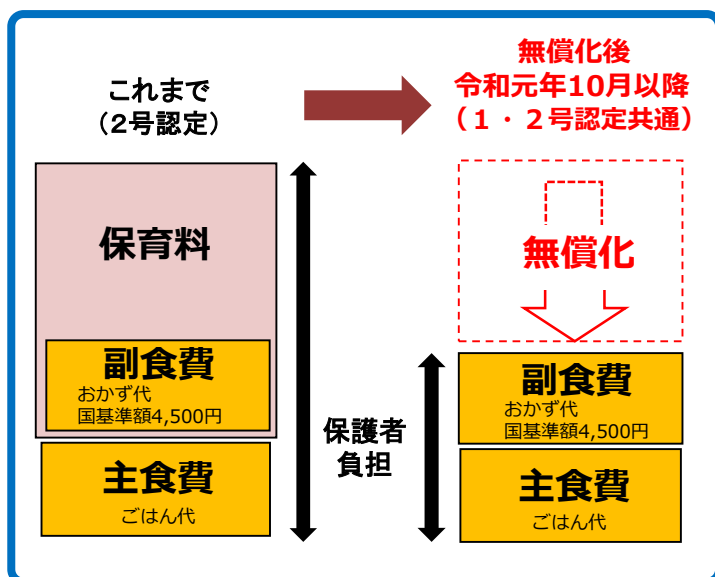
【給食費（食材料費）の負担について】

給食費負担のイメージ

- **主食費に加え、副食費も実費負担になります。**

- これまで保育料の一部として負担していた副食費については、引き続き皆様のご負担となり、主食費とあわせて施設にお支払いいただきます。

※年収360万円未満相当世帯と所得階層にかかわらず第3子以降の子どもたちについては副食費が免除されます。



幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

・「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(保育認定を受ける場合と同等の要件)が必要となります。

○利用日数に応じて、月額1.13万円を上限として無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

・「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(保育認定を受ける場合と同等の要件)が必要となります。

・保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

・原則、通われている施設等を経由しての申請となります。

○3歳から小学校入学前までの子供たちは、月額3.7万円、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは、月額4.2万円を上限として利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

「保育の必要性」の認定について

【保育が必要な事由を証明する書類】

就労(予定)者	就労証明書 ※月間48時間以上のもの
妊娠・出産	母子健康手帳や妊婦健康診査受診票
疾病・障害	診断書等の病気の内容・治療期間がわかるもの 身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳等の写し
介護・看護	診断書や要介護認定書等の写し
就学	在学証明書の写しまたは学生証の写し

問い合わせ先: 桐生市保健福祉部子育て支援課

TEL:0277-46-1111(内線269・276)